

青森市町会連合会事務局発行

事務局

なより

第96号 58・6
TEL 34-2584

○ 市長と語る集い予定表

昭和五十八年度以降のブロック別計画表は次のようである。
原則として、未だ開催していない地区を最初に、次に、開催して
も古い地区からをさきに、年間八地区位を市では考えているようであ
る。四年かかって、三十四地区大体一巡りというところである。

年度別計画表

年度	58年	59年	60年	61年
1	東部7区	北部1区	中部2区	東部9区
2	東部6区	北部2区	西部6区	中部6区
3	西部5区	北部3区	東部1区	南部6区
4	南部3区	中部5区	東部10区	西部2区
5	南部7区	西部4区	西部3区	中部4区
6	東部8区	南部4区	中部1区	南部1区
7	東部5区	東部2区	南部8区	西部1区
8	西部7区	南部2区	南部5区	東部4区
9		東部3区		中部3区

右は一応の計画だが、順序その他は、いろいろ異動も考えられる。

○ 定時総会終了

4 / 30 於文化会館

議長は、出席者中より須藤茂氏（幸畑団地西町会長）を選出、巧みな議事さばきで案件はすべて、スピーディーに取り運ばれた。分担金は一世帯当り三十円から四十円に改訂。
副会長故黒田徳蔵氏の後任として須々田源之助氏（協和町々会長）が選任された。

出席者からの質問は、冠婚葬祭の合理化に集中し、関心の深さが感じられた。

○ 部長会開催

5 / 10 10時

- ・ 部員補充について
- ・ 婦人のつどいの反省について

○ 創立三十周年実行委員会開催

5 / 10 13時

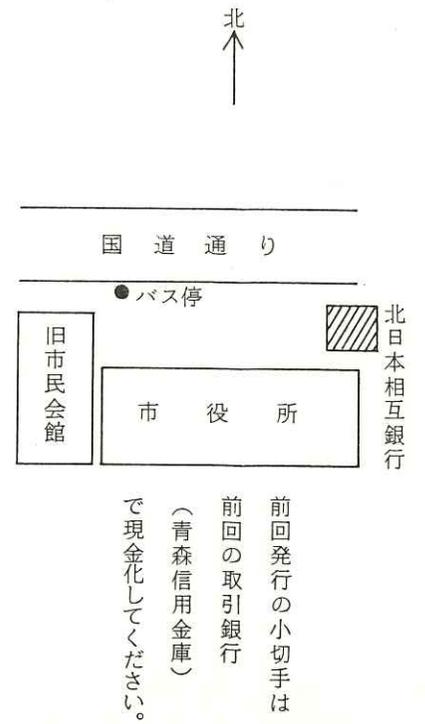
- ・ 来賓招待者の重複（市側と）調整について
- ・ 祝典の余興出演者選定について

○ 五十八年度街灯電気料補助金申請資料から

- ・ 補助灯数 一九、五八三灯
- ・ 増灯数 二六三灯
- ・ 補助金総額 五四、六八〇、〇七五円
- ・ 町会支払い電気料総額 七五、七九八、七三九円
- ・ 支払い額に対する平均補助率 七二%

○ 街灯電気料補助金は北日本相互銀行から

従来、青森信用金庫の本、支店から小切手を現金化していたが、不便な点もあり、本年度から、市役所前の北日本相互銀行青森支店に変更することにした。市役所バス停でバスを待つ間でもすぐ現金化できるので、便利になると思う。



○ 白アリ駆除の調査診断のチラシ回覧をお願い

業者を通して、白アリ駆除の調査診断のチラシ回覧をお願いしております。青森市内は、そんなに被害はないと思いますが念のため自宅の周辺に注意してみてください。弘前市町会連合会では、一昨年三十八万円の予算を計上して、白アリ駆除のアンケート調査をしているようですが、青森市では、未だ全く実態が把握されていないようです。

○ 神社と町内会

初夏が来た、夕方花火があがると、大人は郷愁を感じ、子どもは、宵宮に期待ふくらむ。然し、現実には、神社と町内会に係わる問題もなわけではない。そこで、最近入手した「これからの町内会・自治会」から関係部分を要約し、照会してみた。

- ・ 町内会が特定の宗教活動することは、町内会の会員すべてが同一宗派である場合を除いて、不適当なことである。
- ・ 町内会費から神社祭祀に寄付をしたり、祭祀の会計が町内会予算の中に組みこまれていたりする状態は、全戸加入制で公共的性格の強い町内会の行事と、神社独自の宗教行事を混同した誤りによるものである。
- ・ 町内会の宗教活動は、原則として排除されるべきものであり神社祭祀を行う場合は、その神社の氏子・集団なり、奉賛会（敬神会）などが主催し、それへの自由な協力を訴えて祭祀を行うべきである。
- ・ 一九四六年十一月一日、政府は、内務・文部両次官名による依命通牒を各地方長官あてに発した。

「町内会、隣組等による神道の後援及び禁止に関する件」神社の奉納金、祭礼費等の募金や神符、守札等の頒布については、：今後町内会・部落会・隣組等が行わないように。」

しかし、実際にこの通牒が無視されている事例が多く存在している。

